

北海道当別高等学校農業クラブOB会会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は、学校農業クラブ当別OB会という。
- 第2条 この会の事務局は、母校に置く。
- 第3条 この会は、当別高校学校農業クラブOBをもって組織する。
- 第4条 この会は、次のことを目的とする。
1. 農業の発展と農村社会の繁栄に寄与する。
 2. 広い知識と技術の高揚を図る。
 3. 会員相互の連携と親睦を図る。

第2章 事 業

- 第5条 この会は、上記の目的達成のために次の事業を行う。
1. 必要に応じ機関紙等を発行する。
 2. 必要に応じ会員名簿を発行する。
 3. 母校の農業クラブの各種行事に参加する。
 4. 学校農業クラブ記念行事及び全国大会等を援助する。
 5. 会員相互の親睦を図る。
 6. その他目的達成のために必要な事業を行う。

第3章 役 員

- 第6条 この会に次の役員を置く。
- | | | | |
|--------|-----|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 5. 顧 問 | 若干名 |
| 2. 副会長 | 2 名 | 6. 参 与 | 若干名 |
| 3. 会 計 | 1 名 | 7. 事務局長 | 1 名 |
| 4. 監 査 | 2 名 | | |
- 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
1. 会長は、会を代表しその責を負う。
 2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、これに代わる。
 3. 会計は、会計業務を担う。
 4. 監査は、会計を監査する。
 5. 顧問、参与はこの会の指導助言にあたる。
 6. 事務局長は、当別高校農場長がこれにあたり会務を処理する。
- 第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 会 議

- 第9条 役員会は、会長が召集する。

第5章 会 計

- 第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、2025(R 7)年9月～2026(R 8)年3月を第1回会計年度とする。
- 第11条 この会の経費は入会金（終身会費）と補助金及び寄付金をもってあてる。ただし、入会金（終身会費）3,000円
1. 本会の会員は入会にあたり入会金（終身会費）を納入しなければならない。

第6章 付 則

- 第12条 この会則は、2025(R 7)年9月1日から施行する。